

お知らせ（器）004

平成30年11月30日

### 特定器材マスターの改定について

下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。  
なお、内容については別紙をご確認ください。

#### 記

- 1 平成30年11月30日付け厚生労働省告示第406号に基づく新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：2コード）  
※ 適用年月日は平成30年12月1日であることから、平成30年11月診療分以前の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。
- 2 特定器材名称の変更（変更区分「5」：1コード）
- 3 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第47号「別表Ⅸ 経過措置」(2)に基づく特定器材コードの廃止（変更区分「9」：1コード）  
※ 廃止年月日は平成30年11月30日であることから、平成30年12月診療分以降の電子レセプトには使用することのないようご留意願います。

## 別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更

別表 番号	区分 番号	特定器材コー ド	特定器材名・規格名	金額 種別	金額	変更 区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
2	120	710011069	生体弁（異種心膜弁（2）システム）	1	1,030,000	3		新設		
6	067	710011070	永久歯金属冠	1	297	3		新設		
7	034	710011061	歯科用合着・接着材料1（グラスアイオノ マー系・自動練和型）			5	特定器材名・規格名	歯科用合着・接着材料1（グラスアイオノ マー系・自動練和型）	歯科用合着・接着材料材料1（グラスアイオノ マー系・自動練和型）	
2	100	710011009	合成吸収性癒着防止材（スプレー型）・指 定番号	1	7,300	9		廃止		